

# 乃木静子夫人 銅像建立ご協力のお願い

湯地お七（お志知）

安政六年（一八五九年）十一月二十七日、鹿児島藩医湯地定之と貞子夫妻の四女として現在の鹿児島市新屋敷町に生まれる。

明治十一年、長州出身の乃木希典（のちの陸軍大将）と結婚。軍人の妻として、四人の子宝に恵まれる。

大正元年九月十三日（大喪の儀当日）、明治天皇を追って希典と共に殉死した。享年五十四歳。その生涯を明治という時代に捧げた女性の鏡であり「良妻賢母」として讃えられた。

大正八年、静子夫人の生涯に感銘を受けた薩摩出身の実業家村野山人翁は、生誕の地である現地に座像を建立。しかし大東亜戦争末期、金属類回収令により供出され、現在はその台座のみが残っております。



（自決当日の乃木夫妻）



（若かりし頃の静子とされる写真）



その夫人の生涯に感銘を受けた村野山人と村野須美子は私財をなげうって、静子生誕地である甲突川左岸緑地に六角の茅屋根に蔽われた1・20m程の夫人の座像を建立。大正八年十一月二十七日、盛大に除幕式が挙行されるも、先の大東亜戦争時、陸軍より軍事資材確保（鉛弾）として徴収されたと伝われ、現在はその台座のみが残っております。

02		払込取扱票				通常払込料金 加入者負担							
口座記号		口座番号				金額							
0	1	7	9	0	1	1	4	2	8	3	8		
加入者名 <b>乃木静子夫人奉賛会</b>		料金		備考									
通信欄・依頼人 お名前 お住所 お電話番号 (ご連絡先電話番号)		日		附		印							
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないで下さい。													

各票の※印欄は、ご依頼人様において記載してください。

## 振替払込請求書兼受領証

01790-1		通常払込 料金加入 者負担									
口座記号番号		金額									
0	1	7	9	0	1	1	4	2	8	3	8
加入者名 <b>乃木静子夫人奉賛会</b>		金額		備考							
依頼人 お名前 お住所 お電話番号		日		附		印					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないで下さい。											

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。



平成二十四年、若手神職による夫人没後百年顕彰祭が斎行されたのを機に、銅像復元の声が高まり、平成二十六年九月、奉賛会を発足しました。文化財・史跡として後世に伝え遺すべく、皆さま方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 乃木静子夫人奉賛会

### 銅像建立実行委員会

## 乃木静子夫人奉賛会 銅像建立実行委員会

- 顧問 原口 泉 (志学館大学教授)  
 相談役発起人 米盛庄司 (米盛建設会長)・宮田一男 (船魂神社宮司)  
 会長 平瀬葉子  
 副会長 小島和彦 (新屋敷町内会会長)・川窪宏一 (かわくぼ住宅)  
 増田敏雄 (新屋敷町内会会長)・佐藤高広 (鹿児島市議会議員)  
 押井啓一 (押井会計事務所)・武昭一 (鹿児島女子短期大学客員研究員)  
 前迫栄二郎 (前迫石材)・幾村雪江 (鹿児島市議会議員御令室)  
 坂口昌八 (フタバ)・鈴木和子 (観光案内)・平田富美子・光増秀昭  
 村野誠一 (神戸市会議員)・下原實清 (下原商事)  
 大迫蓉子 (鹿児島桜友会)・城南校区8町内会 (新屋敷・新屋敷東  
 甲突・甲突第一・清滝・錦江・城南・南林寺)

- 【募金名称】 乃木静子夫人銅像建立の募金  
 【募金目標額】 壹千萬元  
 【募集期間】 平成二十六年九月十三日～同二十九年七月三十一日 (予定)  
 【募金の目的】 乃木静子夫人銅像の建立  
 【設置場所】 甲突川左岸緑地公園内  
 【募金額】 一口 壹万円以上 奉加帳に記載致します  
 五口以上のご協力者様は御名前を石盤に銘記予定



### 【お問合わせ】 乃木静子夫人奉賛会事務局

〒892-0838 鹿児島県鹿児島市新屋敷町五番十五号 (船魂神社内)  
 電話 099-226-7457  
 FAX 099-222-0195  
 【メールアドレス】 shizuko\_housankai@yahoo.co.jp  
 併せて、静子夫人の情報等ありましたら事務局までご一報ください。

乃木静子夫人



- (ご注意)  
 ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。  
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。  
 ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。  
 ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙  
 課税相当額以上  
 貼付  
 印

この場所には、何も記載しないでください。